

高度に精製された組換え DNA 技術を応用した飼料添加物
に係る食品健康影響評価について

1 経緯

- (1) 組換え DNA 技術を応用した飼料添加物（以下「GM 飼料添加物」という。）の製造、使用等に当たっては、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「成分規格等省令」という。）別表第 2 の 2 の規定に基づく「組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続」（平成 14 年農林水産省告示第 1780 号。以下「確認手続告示」という。）により、個別品目ごとに、農林水産大臣の確認（以下「大臣確認」という。）を受ける必要がある。この大臣確認に当たって、農林水産大臣は、農業資材審議会及び内閣府食品安全委員会にそれぞれ意見を聴くことになっている。
- (2) GM 飼料添加物のうち、高度に精製され、最終製品中に不純物がほとんど含まれないアミノ酸及びビタミン（以下「高度精製品」という。）については、平成 27 年 11 月の成分規格等省令の改正等により、食品添加物における取扱い等を踏まえ、農業資材審議会においても最終製品の製造方法や非有効性成分の含有等の確認に重点を置いた簡略的な評価が行えるようになった。さらに、農業資材審議会及び食品安全委員会が、高度精製品として安全性を確認したものについては、GM 飼料添加物としての大臣確認を不要としたところ。
- (3) 今般、高度精製品として申請される飼料添加物の一部には、既に同一の製品が、食品添加物の高度精製品として食品安全委員会により安全性が確認されているものがあることから、これらの取扱いを検討しているところ。

2 概要

食品安全委員会により、既に食品添加物の高度精製品としての安全性が確認されているものについては、飼料添加物として使用する場合であっても、高度に精製され、安全性の確保に支障がないことが確認されていることとすることについて、食品安全委員会の意見を求める。

3 今後の取扱い

- (1) 本食品健康影響評価について、食品安全委員会の下承が得られた場合には、今後は、既に食品安全委員会により、食品添加物としての安全性が確認されている高度精製品については、飼料添加物として使用する場合であっても、高度に精製され、安全性の確保に支障がないことが確認されているとみなし、食品安全委員会への個別品目ごとの食品健康影響評価についての意見聴取を行わない。なお、農業資材審議会における評価手続については従前のとおり。
- (2) なお、飼料添加物として使用するには、農林水産省が飼料添加物としての効果及び安全性を確認し、指定した飼料添加物であるとともに、農林水産省が畜産物の安全性や家畜等の健康影響の観点から飼料添加物ごとに定めた基準及び規格に適合する必要がある。